

茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン

2005 年 4 月 1 日施行

2015 年 7 月 6 日常任理事会承認、2016 年 4 月 1 日施行

2023 年 11 月 20 日常任理事会承認、2024 年 4 月 1 日施行

茨城キリスト教学園は、すべての生徒・学生および教員職員一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとで勉学、教育・研究、職務を遂行できるよう、このガイドラインによりハラスメントに関する内容を示し、その防止に資することとします。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメントおよびその他のハラスメントがあります。

●セクシュアル・ハラスメントとは？

相手の意に反して行われる性的な内容の発言や行動を意味し、基本的には次の「対価型・地位利用型」と「環境型」の2つに分けられます。

いずれも、行為者の意図にかかわらず、その言動が相手の意に反したものであるかどうか、セクシュアル・ハラスメントの有無の判断基準となります。

「対価型・地位利用型」

・地位や権限を利用し、性的要求への服従または拒否を理由として、学生（学校）生活、就学、教育・研究、職務面等において利益または不利益を与えること。

（例）

- ① 酒席や交際を断られたこと等を理由に、成績評価や指導面、処遇面などについて不当な扱いをする。
- ② 成績評価や指導面、処遇面などのことを条件に性的関係を迫る。

「環境型」

- ・相手方が望まないにもかかわらず、性的誘いかけを行うこと、または性的に好意的な態度を要求すること。
- ・学生（学校）生活環境、教育・研究環境および職場環境等を悪化させる性的な言動をすること。
- ・掲示物等により不快の念を抱かせるような環境を作り出すこと。

（例）

- ① 酒席や交際を断られたこと等を理由に、相手を見下したり、不当な扱いをする。
- ② 卑わいな冗談を言ったり、異性の差別的発言をする。
- ③ 性的な噂を流したり、個人的な性的体験談を話したり、聞いたりする。
- ④ ヌードポスターやわいせつな図画等を掲示、配布したり、パソコン等に卑わいな画像を表示する。

教職員と生徒・学生、保護者等様々な人間関係が存在します。セクシュアル・ハラスメントは、地位や権限といった「力関係」と「性」とが結びついて引き起こされるケースが多いのも事実です。もちろん、セクシュアル・ハラスメントの被害者、加害者には、男女ともな

ります。セクシュアル・ハラスメントは、どのような立場にいる人にも起こりうる問題なのです。

なお、同意のない性的な行為は性暴力であり重大な人権侵害です。同意のない性的な行為は、状況によっては犯罪となります。盗撮、痴漢、薬物混入を伴う性的行為、デートDV、SNSによる性的嫌がらせ、子どもに対する性的な行為なども性暴力にあたります。自身が被害に遭ってしまった、身近に見聞きしたなどの場合は、ひとりで抱え込まず誰かに相談するか、全国に設置されているワンストップ支援センターへ相談することも必要です。

●その他のハラスメントとは？

構成員の人権や就学、就労、教育および研究の権利を侵害するものをいいます。すなわち、相手の意に反する不適切な言動により、相手が精神面を含めて、学業や職務遂行の上で一定の不利益・損害を被るか、もしくは一定の支障が生じること、またはそのような恐れがあることをいいます。

●ハラスメントを受けた場合

もしあなた自身が、ハラスメントを受けていると思ったならば、勇気をもって、行動しましょう。

- 1 勇気をもって、「NO」の意思表示をしましょう。あなたの気持ちをはっきり相手に伝えることが大切です。
- 2 あなたが受けたハラスメントについて、できるだけ詳しく記録しておきましょう。
- 3 まず、信頼できる人に相談してみましょう。ひとりで悩んでいても決して良い結果は出ません。
- 4 もし身近に相談できる人がいなければ、茨城キリスト教学園ハラスメント防止委員会委員にご相談ください。

●あなたの周りでハラスメントの被害にあったとき

決して見過ごさないでください。被害にあっている場面に遭遇したら、注意をうながすか、誰かに助けを求めましょう。

●救済体制

茨城キリスト教学園ハラスメント防止委員会委員が相談を受け付け、助言をしながら最善の対処策を探ります。被害の状況によっては、理事長が行為者に対し、懲戒を含め厳正な処分を講じます。

なお、相談等を受ける際、個人のプライバシー保護に十分配慮します。